那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務仕様書

１　業務の概要

(1) 業務名称　　那須町議会議員選挙電子投票実施支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和９年２月 25 日に任期満了を迎えることから、令和９年２月 14 日に執行を予定している那須町議会議員選挙において、電子投票システムを導入することにより、有権者の投票における利便性向上、無効票の削減及び開票作業の正確性と迅速化を図ることを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和９年３月１日（月）まで

(4) 業務場所

栃木県那須町内（那須町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）が指定する投票所、開票所及びその他町選管が指定する場所）

２　業務の前提条件

令和９年２月 14 日執行予定の那須町議会議員選挙の概要（見込み）は以下のとおりとする。

(1) 選挙の種類　那須町議会議員選挙

(2) 投票所数

ア　投票日　　17 投票所

イ　期日前投票所　　２投票所

(3) 開票所数　　１開票所

(4) 選挙人名簿登録者数　　20,568 人（令和８年６月現在）

(5) 選挙日程（予定）

ア　告示日　　令和９年２月９日(火)

イ　期日前投票　　令和９年２月 10 日(水)から令和９年２月 13 日(土)まで

ウ　投票日　　令和９年２月 14 日(日)

３　電子投票システムの技術的・基本条件

(1)　法令等の遵守

ア　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成１３年法律第１４７号）第４条に規定されている電磁的記録式投票機の具備すべき条件を満たしていること。

イ 総務省策定の電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱

に基づく適合確認を受けているか、公募型プロポーザル方式において実施するプレゼンテーション審査前日までに確実に受ける見込みであり、検査確認結果報告書（写し）を提出すること。

ウ 受託候補者の選定後において、イの適合確認を通過したこと等に伴い、提案した電子投票システムのバージョンアップ等の仕様変更の必要が生じた場合は、町選管が承認した場合に限り、当該変更を認めるものとする。ただし、当該仕様変更を行う場合であっても、原則として本業務に係る契約金額の変更は行わないものとする。

(2)　システムの形態

ア 端末ごとに電磁的記録媒体に投票データを記録する媒体形態のもの（スタンドアローン型）とすること。

イ ネットワーク等による外部接続を行わない、セキュリティが確保された構成であること。

ウ　障害発生時、特定の端末の停止が他の端末や投票所全体の運用に影響を与えない設計であること。

4　電子投票システムの委託内容等について

(1) 調達方法

電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース（封印シール等消耗品含む。）等は、買取りによる調達とする。

(2) 構成内容

本委託料は、次の内容により構成する。

ア　電子投票システムのレンタル、指定場所への納品（運搬含む。）、検査、監査及び操作マニュアルの作成に係る費用並びに電子投票システムで使用するソフトウェアに係る費用

イ　物品購入に係る費用

ウ　電子投票実施に伴う人的支援に係る費用

エ　その他電子投票の公正及び適正な執行に必要な経費

5　電子投票システムの納入等

(1) 電子投票システムは、町選管が指定する日に指定する場所に納入すること。なお、納入する場所は複数箇所を指定する場合がある。

(2) 電子投票システムの投票所・開票所への搬入は、町選管が行う。

(3) 電子投票システムの投票所・開票所からの撤去は、町選管が行う。

6　電子投票システムの検査、保管等

(1)電子投票システムは、納入の際に町選管事務局職員とともに動作確認を行うこと。

(2)動作確認後に、電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合には、速やかに修理又は交換を行い、再度動作確認を行うこと。

(3)町選管が指定する期日までは、すべての電子投票システムを町選管の管理下に置くこと。

7　人的支援体制

(1)統括管理

業務全体を統括し、市選管と密な連絡体制を構築する統括責任者を中心に常に連絡が取れ、町選管からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

(2)研修支援

選挙事務従事者（町選管事務局及び選挙事務従事者等）に対し、電子投票システムの管理及び運用操作方法や不具合時の対応のほか、操作説明書等附属品の説明を行うこと。

(3)啓発支援

町選管が行う町民への啓発活動について、町選管との協議に応じて電子投票システムの操作方法等に関する助言支援を行うこと。 なお、啓発活動への立会いは求めないものとする。

(4)期日前投票・前日準備・当日投票支援

各投票所（期日前投票所を含む）における円滑な投票執行のため、必要なサポート体制を確保した上で、必要に応じて次の支援を行うこと。

ア　町選管が行う電子投票システムの起動及び動作確認業務に関すること。

イ　投票所に設置した電子投票システムに故障等の不具合が確認された場合、速やかに必要な支援を提供すること。

(5)開票所支援

開票・集計装置の起動及び動作確認が必要と判断された場合は、町選管の指示のもと支援を行うこと。

(6)業務全般に係る支援

町選管が行う業務への助言及び支援をするに当たっては、電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障等不具合が生じた場合には、速やかに対応するよう支援すること。

(7)その他

期日前投票期間及び投開票日に投票所及び開票所で事務に従事する者の氏

名を、町選管が別に指定する日までに町選管に提出すること。

8 その他

(1)那須町議会議員選挙が無投票になった場合には、告示日の翌日以降分の経費の減額について、町選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。

(2)投開票日において、電子投票システムが故障等の不具合により使用できず、その原因が受託者の責めによる場合は、当該システムのレンタルに係る経費について、町選管と協議の上、別途変更契約を締結し、減額するものとする。

(3)候補者の死亡等又は事故により那須町議会議員選挙の投票若しくは開票の期日が延期又は再投票となった場合には、町選管と協議の上、別途変更契約を締結すること。ただし、電子投票システムの故障が原因で投票又は開票の期日の延期や再投票となった場合は、これに伴う経費は受託者の負担とする。

(4)選挙終了後、異議の申出又は訴訟が提起された場合の対応については、必要に応じて町選管と協議の上、対応すること。その備えとして、電子投票システム(ハードウェア、ソフトウェア)は、再集計又は再検査が行えるようにしておくこと。また、町選管からの求めに応じて、電子投票システム設計書等必要な書類の提示が行えるようにしておくこと。

(5)電子投票システムのハードウェア及びソフトウェアについて、法令及び最新の「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」に照らして必要があると町選管が認める場合には、町選管と協議の上、指定する期限までに電子投票機器の改善に努めること。

(6)その他この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて町選管と協議の上、定めること。

(7)経費の内訳を明らかにできる書類を町選管の求めに応じて提出すること。

(8)受託者は本業務において知り得た秘密について、第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(9)故意又は不注意により選挙事務従事者又は選挙人が電子投票を実施するために必要な機器等（レンタルするものに限る。）を破損させた場合は、町がその損害を補償する。ただし、受託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

別紙１

電子投票システムの種類及び数量並びに人的支援の量

１　投票日当日・期日前投票所関係

（１）　レンタルによる調達について

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1　電子投票システム及び開票システムの運搬、配置場所及び設定時期については、町選管の指示に従うこと。 2　使用するソフトウェアは、電子投票システム及び開票システムにインストール済とすること。 3　納品日希望日 啓発用に使用する2台及び開票・集計機器一式　1セットは令和8年11月6日（金）までに、期日前投票所及び投票日当日の投票所に使用する44台及び開票・集計機器一式1セットは令和8年12月21日（月）までに納品すること。 同日までに納品が困難な場合は、町選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないように速やかに納品すること。 4　レンタル期間は、各納品日から令和9年3月1日（月）までとする。
電磁的記録式投票機 （当該機器を稼働させるために必要な機器を含む。）	調達台数46台	1　常設啓発（那須町役場庁舎等において一定期間設置する啓発）、移動啓発（町内各所において随時実施する啓発）、職員研修、期日前投票及び投票日当日投票所用として必要な台数を共用するものとする。

		2　投票機本体のほか、運用のために必要となる機器（ケース、盗難防止措置を講じるための物品、無停電電源装置等）も含むものとする。 3 操作画面等の詳細仕様については、候補者数等により修正しなければならないため、町選管と協議の上作成すること。
封印容器（外容器） ※電磁的記録媒体送致用	個数：計 38 個 ※投票所設置数（選挙投票日当日（17 か所）・期日前投票所（2 か所））（正・副用）を基本とする。 ただし、本機器は、各投票所における電磁的記録媒体（正・副）の管理単位（1 投票所あたり正・副各 1 個、計 2 個）を想定した基準数量である。提案する電子投票システムの仕様や、別項「電磁的記録媒体」における提案数量・運用形態により、必要となる容器の個数が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量を計上した上で、その算定根拠（内訳）を明記すること。	1　施錠するための鍵を含むこと。 2　当該項目は購入による調達とすることも可能とする。

開票・集計装置一式 （開票・集計装置接続用機器等、開票・集計に必要な機器等もすべて含めること。）	2セット （予備機を含む。）	1　開票・集計装置一式のうち1セットは、啓発用としても使用する。 2　開票・集計装置一式については、開票事務従事者の研修においても使用する。

（2）購入による調達

機器の種類	数量	特記事項
共通事項		1 納品希望日 各機器に合わせて納品すること。ただし、同日までの納品が困難な場合は、町選管と協議の上、選挙事務に支障を与えないよう速やかに納品すること。 2 開票・集計装置の開票ログ・操作ログを記録するための媒体については、提案システムが開票アプリ内等への記憶に対応している場合は、必ずしも装置台数分の媒体を購入する必要はない。町選管へのログデータの引き渡し方法（媒体での納品、またはその他形式）については、汎用的なテキスト形式（PDFやcsv形式等）で抽出可能であることを要件とし、システム仕様に応じた必要最小限かつ確実な方法を提案書に明記すること。また、町選管に引き渡したログデータについては、最低限4年間は経年劣化や改ざんのリスクなく

		保存・復元できるデータ形式であること。
投票データを記録するための電磁的記録媒体（正・副）	個数：計 108 個 ※原則として、各投票所に配置する電磁的記録式投票機の合計台数（想定：計 42 台（別紙２（２）参照））に期日前投票所 2 箇所 8 台分、投票日当日の予備 4 台を加えた台数分に対し、1 台あたり正・副各 1 個（計 2 個/台）（※正・副については異なる種類の媒体でも問題ない。）を基準とする。 ただし、提案する電子投票システムの形態により必要数量が異なる場合は、提案システムにおける必要最小限かつ十分な数量（正・副）を計上した上で、その根拠（内訳）を明記すること。	1　電磁的記録媒体には電磁的記録媒体を保護するケース（封印するシール等消耗品含む）を合わせて計上すること。 2　操作ログが、投票データを記録する電磁的記録媒体とは別の記録媒体に保存されるものについては、その記録媒体も別に用意すること。
封印容器（外容器） ※電磁的記録媒体送致用	個数：計 38 個 ※投票所設置数（選挙投票日当日（17 か所）・期日前投票所（2 か所））（正・副用）を基本とする。	1　施錠するための鍵を含むこと。 2　当該項目はレンタルによる調達とすることも可能とする。

	ただし、本機器は、各投票所における電磁的記録媒体（正・副）の管理単位（1 投票所あたり正・副各 1 個、計 2 個）を想定した基準数量である。提案する電子投票システムの仕様や、別項「電磁的記録媒体」における提案数量・運用形態により、必要となる容器の個数が異なる場合は、提案システムにおいて必要最小限かつ十分な数量を計上した上で、その算定根拠（内訳）を明記すること。	
候補者情報インストール用等記録媒体	電子投票システムの形態によって異なるため、候補者情報をすべての電子投票システム及び開票システムにインストールするために必要な数量を納品すること。	1　候補者情報を記録媒体が要しない形態ですべての電子投票システム及び開票システムにインストールすることが可能であれば、当該記録媒体は必要としない。

※下線部は 9 月 29 日付修正した項目である。

２　投開票事務に対する人的支援

	支援項目	日数等	支援内容
共通事項		1　期日前投票所・投票日当日投票所における従事者の休憩時間については、労働基準法に基づき合計 60 分から９０分の範囲内（原則として複数回に分割）で取得できるものとする。 休憩を取得する時間帯については、投票所の混雑時を避けるものとし、町選管と事前協議の上で決定すること。なお、従事者の休憩中における対応体制については、町選管と受託者との協議により別途定めるものとする。 ２　期日前投票所及び当日投票所に配置する人員等については一例として提示するものである。例示した条件に代えて、同等以上の安定的支援を実施できる体制を提案することも可能とする。	1　作業を行う日時及び場所については、町選管の指示に従うこと。 2 電子投票システムの取扱いに習熟した者を従事させ、適宜適切な助言等を行うとともに、電子投票システムに故障その他の不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。
事前準備	職員研修支援	1 人×2 時間/2 回	1　町選管事務局職員及び選挙事務従事者に対し、電子投票システム

			の管理、運用及び操作方法等の説明を行うとともに、操作説明書等附属品の説明を行うこと。 2 開票・集計システムの操作方法の説明を行うこと。 3　支援を行う日時及び場所については、町選管の指示に従うこと。回数上限は計2回とし、1回×2日または2回×1日となることを想定する。
事前準備	立候補届出日（令和9年2月9日）	1人 支援時間：午後4時からデータの入力終了まで	1　立候補届出日に町選管が行う候補者データの入力、電磁的記録式投票機へのインストール用記録媒体の作成及び電子投票システムの設定作業等の支援を行うこと。 2 期日前投票所用の電子投票システムへの設定については、立候補届出日以降使用できるように支援すること。
期日前投票期間中の支援	期日前投票所（2か所）	計8人日分（①と②の合算による） ① 1か所目： 那須町役場本庁 1人×4日	1　必要な作業があれば町選管から指示する。

		② 2か所目： 道の駅那須高原友愛の森 1人×4日 支援時間： ①午前8時00分から午後8時00分まで ②午前8時30分から午後６時00分まで（※会場の都合等により開始及び終了時間が前後することがある。）	
投票日当日（令和9年2月14日）	当日投票所（17か所）	１７投票所 4人×1日（4人で17か所を担当） 支援時間：午前6時30分から午後8時30分まで	1　投票日当日に、電子投票システムの運用に係る支援（不具合発生時の対応等）を行うこと。
開票・集計支援	開票所（1か所）	1人×1日 支援時間：午後6時から開票終了まで	1　町選管が開票所を設営後に行う開票・集計装置の起動及び動作確認業務の支援を行うこと。 2 開票・集計装置の操作に係る支援を行うこと。

別紙２

（１） 電子投票システムの形態は複数考えられることから、参考までに次の例を示すこととする。ただし、本仕様書において求める電子投票システムの形態は当該例に限定するものではない。

（例）

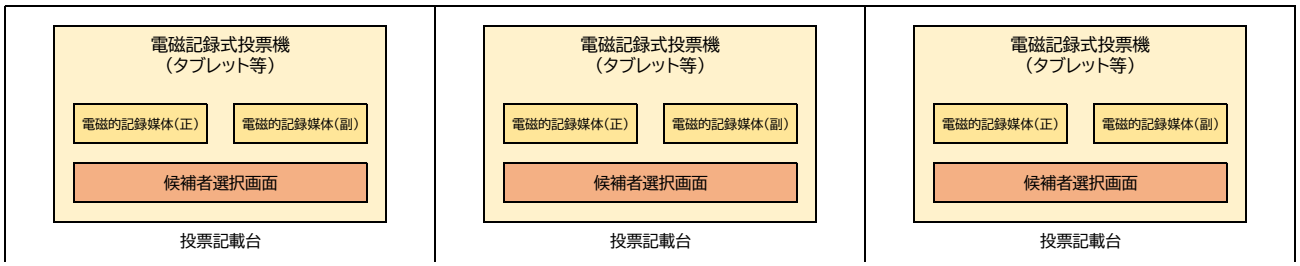

（２） 投票区ごとの電磁的記録式投票機等の設置数及び調達数一覧表

当日投票所

投票区名	地区名	投票所名	選挙人数 （令和8年6月1日現在）	投票区面積(㎢)	電子投票端末 配置数
第1投票区	黒田原第1	那須町ゆうゆうセンター	1,390	9.36	3
第2投票区	黒田原第２・成沢	黒田原小学校体育館	2,567	22.24	3
第3投票区	田中	田中地区コミュニティセンター	916	8.72	2
第4投票区	高久	那須町農村婦人の家	1,673	15.95	3
第5投票区	田代	田代友愛小学校体育館	2,624	21.53	3
第6投票区	室野井	横沢公民館	1,190	23.65	2
第7投票区	湯本	高原公民館	1,052	61.11	2
第8投票区	池田	那須高原小学校体育館	1,462	13.72	2
第9投票区	大沢	旧大沢小学校体育館	908	27.20	2
第10投票区	大島	大島地区コミュニティセンター	1,280	15.60	3
第11投票区	逃室	逃室地区集会施設	1,027	21.60	2
第12投票区	夕狩	夕狩集会所	827	16.70	3
第13投票区	芦野・寄居	芦野基幹集落センター	1,156	34.27	3
第14投票区	富岡	富岡集落センター	378	10.31	2
第15投票区	伊王野	伊王野基幹集落センター	1,249	28.26	3
第16投票区	蓑沢	蓑沢生活改善センター	374	30.52	2
第17投票区	稲沢	稲沢地区集落センター	495	11.60	2
計			20,568	372.34	42
予備機					4
合計					46

期日前投票所

投票区名	地区名	投票所名	電子投票端末 配置数
期日前投票所	黒田原	那須町役場	4
期日前投票所	那須高原	道の駅那須高原友愛の森	2
予備機			2
合計			8

※当日投票所・期日前投票所・啓発使用端末はすべて共用するものとする。